

# **年金記録訂正請求に係る答申について**

**関東信越地方年金記録訂正審議会**

**(東京都担当部会)**

**令和2年10月26日答申分**

## **○答申の概要**

**(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件**

**厚生年金保険関係 1件**

**(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件**

**厚生年金保険関係 1件**

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1900756 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 2000069 号

## 第1 結論

請求者のA社における平成 29 年 4 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 29 年 4 月から同年 7 月までの標準報酬月額については、16 万円から 22 万円とする。

平成 29 年 4 月から同年 7 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 29 年 4 月から同年 7 月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 55 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 29 年 4 月 1 日から同年 8 月 1 日まで

請求期間の厚生年金保険の標準報酬月額について、事業主が年金事務所に対して、報酬月額の訂正届を提出したことにより訂正されたものの、当初の標準報酬月額との差額が保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）となっているので、調査の上、保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者から提出された賃金台帳（以下「賃金台帳」という。）により、請求者が、請求期間においてオンライン記録により確認できる標準報酬月額を超える報酬月額の支払いを受け、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額もオンライン記録により確認できる保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額を超えていていることが認められる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額から、22 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 29 年 4 月から同年 7 月までの期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届（以下「取得届」という。）を年金事務所に対し提出したか否か、また、厚

生年金保険料については納付したか否かについては不明と回答しているが、平成 29 年 4 月から同年 7 月までの期間について、年金事務所が保管している請求者に係る取得届に記載された報酬月額が厚生年金保険の記録における標準報酬月額に見合う額となっていることから、事業主から報酬月額を厚生年金保険の記録どおりの標準報酬月額に見合う額として取得届が提出され、その結果、年金事務所は、請求者の平成 29 年 4 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 2000114 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 2000070 号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 47 年 7 月 2 日から昭和 52 年 9 月 30 日まで

裁判所での和解調書により、昭和 47 年 7 月 1 日の解雇通知は昭和 52 年 9 月 29 日に撤回され、同日に退職の申し出が承認されているので、資格喪失年月日を同年 9 月 30 日に訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者から提出された請求者と A 社の間で成立した和解調書及び事業主の回答により、請求者の同社における退職年月日は、昭和 52 年 9 月 29 日であることが確認できる。

一方、A 社は、請求者の退職日を昭和 47 年 7 月 1 日から昭和 52 年 9 月 29 日に訂正しているが、この間、実質的な雇用関係はなく、従って賃金も発生しておらず、請求者が国民年金に加入していることを確認していたため、昭和 47 年 7 月 2 日の資格喪失日の取消、訂正の届出は行っていない旨回答している。

また、上記和解調書に記載された解決金について、請求者は、請求期間の未払い賃金及び退職金である旨主張しており、A 社は、解決金に未払い賃金は含まれていない旨回答しているところ、当該解決金に係る詳細な資料がないことから、請求期間における報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると請求者が厚生年金被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。